クロネコゆうパケット約款

関自貨第一三〇二号　認可年月日令和六年十一月二十一日
関海貨第四四〇号　認可年月日令和六年十二月三日

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送業務
第一節　通則（第三条）
第二節　運送の引受け（第四条～第十条）
第三節　荷物の受取り及び配達（第十一条～第十四条）
第四節　指図（第十五条・第十六条）
第五節　事故（第十七条・第十八条）
第六節　運賃及び料金（第十九条～第二十四条）
第七節　責任（第二十五条～第三十三条）

第一章　総則

（定義）

第一条　「クロネコゆうパケット」とは、当店が荷受人までの運送の責任を負うことを前提に、荷送人からお預かりした荷物（以下「荷物」といいます。）を、日本郵便株式会社（以下「日本郵便」といいます。）のゆうパケット（以下「ゆうパケット」といいます。）を利用する方法又は当店が自らの責任で行うゆうパケットと同様の配達方法により荷受人までお届けする運送サービスをいいます。

（適用範囲）

第二条　この約款は、クロネコゆうパケットによる運送に適用されます。なお、当店が日本郵便に荷物を差出した後の運送は、日本郵便の定める事項に基づき行われ、当店がゆうパケットと同様の配達方法をもって行います。

2　この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

3　当店は、前二項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章　運送業務

第一節　通則

（受付日時）

第三条　当店は、受付日時を定め、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

第二節　運送の引受け

（送り状）

第四条　当店は、荷物の運送を引き受ける時に、次の事項を記載した送り状を荷物一個ごとに発行します。この場合において、第一号から第四号までは荷送人が記載し、第五号から第七号までは当店が記載するものとします。

一　荷送人の氏名又は名称、郵便番号及び住所
二　荷受人の氏名又は名称、郵便番号及び配達先住所
三　荷物の品名
四　運送上の特段の注意事項（壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等荷物の性質の区分その他必要な事項を記載するものとする。）
五　運送サービスの名称
六　当店の名称及び問い合わせ窓口電話番号
七　その他荷物の運送に関し必要な事項

2　前項の送り状の発行は、電磁的方法により行うことがあります。

（外装表示）

第五条　荷送人は、第四条第一項各号に掲げる事項（当店が不要と判断したものは除く。）、「料金後納」の表示、その他当店の指定する事項を記載した書面を荷物の外装に貼り付けなければなりません。

（荷物の種類及び性質の確認）

第六条　当店は、荷物の運送の申込みがあったときは、その荷物の種類及び性質を通知することを荷送人に求めることがあります。

2　当店は、前項の場合において、荷物の種類及び性質について疑いがあるときは、荷送人の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することがあります。

3　当店は、前項の規定により点検をした場合において、荷物の種類及び性質が荷送人の通知をしたところと異ならないときは、これにより生じた損害を賠償します。

4　当店が、第二項の規定により点検した場合において、荷物の種類及び性質が荷送人の通知したところと異なるときは、その点検に要した費用は荷送人の負担とします。

（荷物の大きさ等の制限）

第七条　当店は、次に掲げる大きさ及び重量の荷物をクロネコゆうパケットとして引受けできるものとします。ただし、日本郵便が配送を拒絶した場合は、この限りではありません。

一　大きさ長辺三十四センチメートル以内、厚さ三センチメートル以内、長さ、幅及び厚さの合計六十センチメートル以内
二　重量一キログラム以下

2　前項の規定にかかわらず、荷物の大きさは、次に掲げる最小限の制限を下回ることができないものとします。

一　円筒形又はこれに類する形状のもの　長さ十四センチメートル直径若しくは短径又はこれらに類する部分三センチメートル
二　前号に規定する形状以外のもの　長さ十四センチメートル、幅九センチメートル
三　厚紙又は耐力のある紙若しくは布で作成した長さ十二センチメートル、幅六センチメートル以上の大きさのあて名札を付けたものは、第一号、第二号の限りではありません。

（荷造り）

第八条　荷送人は、荷物の性質、大きさ、重量等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。

2　当店は、荷物の荷造りが運送に適さないときは、荷送人に対し必要な荷造りを要求し、又は荷送人の負担により当店が必要な荷造りを行います。

（引受拒絶）

第九条　当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。

一　当該運送の申込みが、この約款によらないものであるとき。
二　荷送人が送り状に必要な事項の記載をしない、第六条第一項の規定による通知をしない、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。
三　当該運送に不適切な荷物として認めたとき。
四　当該運送に適する設備等がないとき。
五　当該運送に関し、荷送人から特別の負担を求められたとき。
六　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団対策法」という。）第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められる運送、信書の運送等運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
七　荷送人又は荷受人が次に掲げるものであるとき。
ア　暴力団、暴力団対策法第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員、又は暴力団関係者その他の反社会的勢力であると認められるとき。
イ　暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると認められるとき。
ウ　法人がその役員のうちに暴力団員に該当する者があると認められるとき。
エ　当店に対し暴行、脅迫等の犯罪行為又は不当要求を行う者（荷受人にあっては、同様の行為が行われる蓋然性が極めて高いと当店が判断する者を含む。）であると認められるとき。
八　天災その他やむを得ない事情があるとき。
九　荷物が次に掲げるものであるとき。
ア　火薬類、その他の危険品、変質又は腐敗しやすいもの、麻薬類、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるもの。
イ　当店で特に定めたもの。
①　現金及び小切手、手形、株券その他の有価証券類
②　再発行が困難な受験票、パスポート、車検証類
③　再生不可能な原稿、原図、テープ、フィルム類
④　クレジットカード、キャッシュカード等のカード類
⑤　遺骨、位牌
⑥　花火、シンナー等、発火性、引火性、揮発性のあるもの
⑦　銃砲刀剣類
⑧　毒物及び劇物類
⑨　動植物
⑩　複数の個人情報が内容物に含まれたもの
⑪　貴金属、宝石その他の貴重品
ウ　荷物一梱包の価格が三千円を超えるもの。

（連絡運輸又は利用運送）

第十条　当店は、荷送人の利益を害さない限り、引き受けた荷物を他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することがあります。

第三節　荷物の受取り及び配達

（荷物の受取り）

第十一条　当店は、指示された集荷先又は発送地において荷送人又は荷送人の指定する者から荷物を受け取ります。

2　その他の運送に関し必要な事項を記載した書面を荷物の運送に関し必要な事項

2　前項の送り状の発行は、電磁的方法により行うことがあります。

（外装表示）

第五条　荷送人は、第四条第一項各号に掲げる事項（当店が不要と判断したものは除く。）、「料金後納」の表示、その他当店の指定する事項を記載した書面を荷物の外装に貼り付けなければなりません。

（荷物の種類及び性質の確認）

第六条　当店は、荷物の運送の申込みがあったときは、その荷物の種類及び性質を通知することを荷送人に求めることがあります。

2　当店は、前項の場合において、荷物の種類及び性質について疑いがあるときは、荷送人の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することがあります。

3　当店は、前項の規定により点検をした場合において、荷物の種類及び性質が荷送人の通知したところと異ならないときは、これにより生じた損害を賠償します。

4　当店が、第二項の規定により点検した場合において、荷物の種類及び性質が荷送人の通知したところと異なるときは、その点検に要した費用は荷送人の負担とします。

（荷物の大きさ等の制限）

第七条　当店は、次に掲げる大きさ及び重量の荷物をクロネコゆうパケットとして引受けできるものとします。ただし、日本郵便が配送を拒絶した場合は、この限りではありません。

一　大きさ長辺三十四センチメートル以内、厚さ三センチメートル以内、長さ、幅及び厚さの合計六十センチメートル以内
二　重量一キログラム以下

2　前項の規定にかかわらず、荷物の大きさは、次に掲げる最小限の制限を下回ることができないものとします。

一　円筒形又はこれに類する形状のもの　長さ十四センチメートル直径若しくは短径又はこれらに類する部分三センチメートル
二　前号に規定する形状以外のもの　長さ十四センチメートル、幅九センチメートル
三　厚紙又は耐力のある紙若しくは布で作成した長さ十二センチメートル、幅六センチメートル以上の大きさのあて名札を付けたものは、第一号、第二号の限りではありません。

（荷造り）

第八条　荷送人は、荷物の性質、大きさ、重量等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。

2　当店は、荷物の荷造りが運送に適さないときは、荷送人に対し必要な荷造りを要求し、又は荷送人の負担により当店が必要な荷造りを行います。

（引受拒絶）

第九条　当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。

一　当該運送の申込みが、この約款によらないものであるとき。

2　荷送人が送り状に必要な事項の記載をしない、第六条第一項の規定による通知をしない、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。

三　当該運送に不適切な荷物として認めたとき。
四　当該運送に適する設備等がないとき。
五　当該運送に関し、荷送人から特別の負担を求められたとき。
六　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団対策法」という。）第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められる運送、信書の運送等運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
七　荷送人又は荷受人が次に掲げるものであるとき。
ア　暴力団、暴力団対策法第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員、又は暴力団関係者その他の反社会的勢力であると認められるとき。
イ　暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると認められるとき。
ウ　法人がその役員のうちに暴力団員に該当する者があると認められるとき。
エ　当店に対し暴行、脅迫等の犯罪行為又は不当要求を行う者（荷受人にあっては、同様の行為が行われる蓋然性が極めて高いと当店が判断する者を含む。）であると認められるとき。
八　天災その他やむを得ない事情があるとき。
九　荷物が次に掲げるものであるとき。
ア　火薬類、その他の危険品、変質又は腐敗しやすいもの、麻薬類、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるもの。
イ　当店で特に定めたもの。
①　現金及び小切手、手形、株券その他の有価証券類
②　再発行が困難な受験票、パスポート、車検証類
③　再生不可能な原稿、原図、テープ、フィルム類
④　クレジットカード、キャッシュカード等のカード類
⑤　遺骨、位牌
⑥　花火、シンナー等、発火性、引火性、揮発性のあるもの
⑦　銃砲刀剣類
⑧　毒物及び劇物類
⑨　動植物
⑩　複数の個人情報が内容物に含まれたもの
⑪　貴金属、宝石その他の貴重品
ウ　荷物一梱包の価格が三千円を超えるもの。

（連絡運輸又は利用運送）

第十条　当店は、荷送人の利益を害さない限り、引き受けた荷物を他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することがあります。

第三節　荷物の受取り及び配達

（荷物の受取り）

第十一条　当店は、指示された集荷先又は発送地において荷送人又は荷送人の指定する者から荷物を受け取ります。

2　その他荷物の運送に関し必要な事項

2　この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

3　当店は、前二項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章　運送業務

第一節　通則

第三条　当店は、受付日時を定め、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

第二節　運送の引受け

（送り状）

第四条　当店は、荷物の運送を引き受ける時に、次の事項を記載した送り状を荷物一個ごとに発行します。この場合において、第一号から第四号までは荷送人が記載し、第五号から第七号までは当店が記載するものとします。

一　荷送人の氏名又は名称、郵便番号及び住所
二　荷受人の氏名又は名称、郵便番号及び配達先住所
三　荷物の品名
四　運送上の特段の注意事項（壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等荷物の性質の区分その他必要な事項を記載するものとする。）
五　運送サービスの名称
六　当店の名称及び問い合わせ窓口電話番号
七　その他